

アメリカ：同性婚に対する承認を保持するための連邦法 —婚姻尊重法の成立—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり

目 次

はじめに

I 従来の同性婚と州法・連邦法の状況

- 1 同性婚と州法の状況
- 2 同性婚と連邦法の状況

II 婚姻尊重法の制定経緯と概要

- 1 婚姻尊重法の制定経緯
- 2 婚姻尊重法の概要

おわりに

翻訳：婚姻尊重法（公法律第 117-228 号）

キーワード：婚姻尊重法、婚姻防衛法（DOMA）、同性婚、同性カップル、宗教の自由、
Obergefell 判決、Windsor 判決、Dobbs 判決

要 旨

2022年12月13日、バイデン大統領は、同性婚に関する連邦法である婚姻尊重法に署名した。本法は、連邦最高裁判所の Obergefell 判決により既に7年間全土で認められてきた同性婚を保護するために、同判決の内容の一部を法定化すること等を行うものである。

本法の主な内容は、次のとおりである。①仮に同判決が覆される場合に、他州でなされた同性婚の各州による承認の義務付け及び他州でなされた同性婚から生ずる権利等の各州による承認の義務付け、②仮に同判決が覆される場合に、他州でなされた同性婚の各州による不承認等に対して訴訟を提起する権利の連邦司法長官等への付与、③連邦法等の規定の適用上、同性カップルを含む2人の者が婚姻していると認められるための要件、④信教の自由の保護等。

はじめに

2022年12月13日、バイデン (Joseph R. Biden, Jr.) 大統領は、各州に、他州で合法的になされた同性婚の承認を義務付けること等を内容とする婚姻尊重法⁽¹⁾に署名した。本法は、2015年6月26日の Obergefell 対 Hodges 事件に関する連邦最高裁判所 (以下「連邦最高裁」) による違憲判決 (以下「Obergefell 判決」、後掲I章1節)⁽²⁾の結果として、義務付けられてきた内容の一部を法定化することで、同判決から既に7年間、アメリカ全土で認められてきた同性婚を保護することを目的とする。本法については、LGBTQ⁽³⁾の権利の擁護に資するだけでなく、信教の自由の保護にも目配りされたものであると評価されている⁽⁴⁾。本稿では、婚姻尊重法制定の背景として、I章で従来の同性婚と州法・連邦法の状況を紹介し、II章で婚姻尊重法の制定経緯と概要を示し、末尾に本法の全訳を掲げる。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年12月21日である。[]内は筆者の補記である。

(1) Respect for Marriage Act, P.L.117-228. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ228/PLAW-117publ228.pdf>> 本法が異人種間の婚姻に言及していることから、審議過程における連邦議会議員の発言や成立時の報道では、本法は、他州での同性間の婚姻だけでなく、異人種間の婚姻についても各州に承認を義務付けるとするものが散見された。168 Cong Rec S6833 (November 29, 2022) (statement of Sen. Benett) etc.; Meena Venkataramanan et al., “What the Respect for Marriage Act means for LGBTQ, interracial families,” *Washington Post*, December 13, 2022. しかし、異人種間の婚姻の承認は、1967年の判決 (Loving v. Virginia, 388 U.S. 1 (1967)) で既に確立しており、これを争う者はもはや存在しない。これに対し、同性婚の承認については確立していないことから、これが争われる可能性があり、本法はこれに対処するものである。この意味で、本法が実質的な意味を有するのは、同性婚の承認についてであると言われる。Douglas Laycock et al., “The Respect for Marriage Act: Living Together Despite Our Deepest Differences: University of Illinois Law Review, Forthcoming, Virginia Public Law and Legal Theory Research Paper No. 2023-25, U of St. Thomas (Minnesota) Legal Studies Research Paper, Forthcoming, University of Missouri School of Law Legal Studies Research Paper No. 2023-08, University of Illinois College of Law Legal Studies Research Paper No. 23-07,” March 20, 2023, p.1. SSRN website <<https://ssrn.com/abstract=4394618>>

(2) Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015).

(3) 性的少数者の総称であって、Lesbian (レズビアン)、Gay (ゲイ)、Bisexual (バイセクシュアル)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる者)、Queer or Questioning (クイア又はクエスチョニング、既存の区別が自らに当てはまらないと感じている者)の頭文字を合わせたもの。

(4) Laycock et al., *op.cit.*(1), p.37.

I 従来の同性婚と州法・連邦法の状況

1 同性婚と州法の状況

アメリカにおいて、婚姻、婚姻の取消し・無効、子の監護等の家族法の問題は一般的には州が管轄するが、限られた範囲で連邦も管轄する⁽⁵⁾。同性婚の禁止又は許容については、州裁判所の判決によるほか、州裁判所の判決を契機として、又は州裁判所の判決とは直接には関係ない形で州の憲法・法律の規定を設けることにより行われてきた⁽⁶⁾。その主な動向を次に掲げる。

1993年、ハワイ州最高裁判所は、州が同性婚を認めないことを性差別とし、国内では初めて同性カップルの主張を受け入れた⁽⁷⁾。これに対し、伝統的な男女間の婚姻の定義を維持・防衛 (defense) するために、連邦では1996年に婚姻防衛法が制定されるとともに (後掲I章2節)、40近くの州で同性婚を禁止する憲法・法律の規定が整備された。

2003年、マサチューセッツ州最高裁判所は、婚姻を異性カップルに限定することが同州の憲法規定に違反するとする判決を下した。これにより、州レベルで初めて同性婚が認められた⁽⁸⁾。この後、幾つかの州が続き、2011年7月24日の時点で、州の判決により同性婚が許容されていた州は2州、州の法律の規定により同性婚が許容されていた州は4州であった⁽⁹⁾。この時点で、1996年の婚姻防衛法は依然として有効であったため、こうして同性婚が許容された州では、連邦と州で同性婚の取扱いが異なる状況が生じることとなった⁽¹⁰⁾。

(5) Alison M. Smith, "Same-Sex Marriages: Legal Issues," *CRS Report for Congress*, RL31994, May 6, 2013, p.8. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/RL31994.pdf>> 連邦の立法には婚姻防衛法 (後掲I章2節) が、連邦の判決には Obergefell 判決 (本節) がある。このような立法が許されるのは、婚姻に関する事項は州に委ねられるとしても、連邦政府も連邦税などの関係において法制度を定めることができるためである。大林啓吾「州が同性婚を認めないのは合衆国憲法修正一四条に基づく婚姻の権利を侵害し平等に反するとして、違憲判断を下した事例 [アメリカ連邦最高裁 2015.6.26 判決] (海外判例研究 (第1回))」『判例時報』2294号, 2016.7.11, p.12. また、このような判決が許されるのは、婚姻に関する事項は州に委ねられるとしても、連邦裁判所が州の規定を合衆国憲法に抵触すると判断すれば、その判断が優先すると考えられているためである。紙谷雅子「Obergefell v. Hodges について—アメリカ法の立場から [合衆国最高裁判所 2015.6.26 判決]—」『アメリカ法』2016(2), 2017.6, p.248.

(6) 1993年のハワイ州最高裁判決 (後掲注(7))、Windsor 判決 (後掲I章2節) 等、分水嶺となる事件を契機として、判決や法規定の整備が進んだ。マーク・レヴィン、榎透「アメリカ合衆国における連邦憲法と州憲法の関係のダイナミクス—婚姻平等 (同性婚) を例として—」『法律時報』87巻5号, 2015.5, pp.94-96. なお、州ごとに定められていたシビル・ユニオン、ドメスティック・パートナーシップ制度等の婚姻類似制度については、同性婚の許容に伴い、同性婚と併用される場合、同性婚に統合される場合等、様々な対処がなされた。井樋三枝子「アメリカの州における同性婚法制定の動向」『外国の立法』No.250, 2011.12, pp.11-12. <<https://doi.org/10.11501/3382140>>; 同「【アメリカ】ワシントン州、メリーランド州同性婚法成立」『外国の立法』No.251-1, 2012.4, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/3487656>>; 同「【アメリカ】デラウェア州、ロードアイランド州、ミネソタ州同性婚法成立」『外国の立法』No.256-1, 2013.7, pp.4-7. <<https://doi.org/10.11501/8233296>>

(7) Baehr v. Lewin, 852 P.2d 44 (1993). この判決は、州が、「性別」を差別の要件とする州憲法の規定に基づき、やむにやまれぬ州の利益を立証しなければならないとして、事件を原審に差し戻した。もっとも、その後1998年の州民投票により同性婚禁止の州憲法改正が行われ、さらに1999年には同州最高裁が最終的に州勝訴の判決を下したため、この際、同州では同性婚が認められるには至らなかった。Baehr v. Miike, No.20371 (Haw. S.C., 1999). 本田隆浩「婚姻をめぐる法形成—カナダ、アメリカ、日本における同性婚訴訟を契機として—」『比較法雑誌』57巻1号, 2023, pp.127-129; 大林啓吾「至高の判決と判決の思考—アメリカの同性婚訴訟を素材として—」『法学セミナー』66巻9号, 2021.9, p.16; 谷口洋幸編著『LGBTをめぐる法と社会』日本加除出版, 2019, p.143.

(8) Goodridge v. Department of Public Health, 440 Mass. 309, 798 N.E.2d 941. マサチューセッツ州最高裁は、判決が実施される日付を、判決から180日後 [2004年5月17日] と定め、同日に同性カップルに対して婚姻許可証 (後掲注(11)) が発行された。なお、その間、2004年2月12日から3月11日までの間に、サンフランシスコの市と郡で、同性カップルに対して婚姻許可証が発行された。フランシス・オルセン (紙谷雅子訳) 「Windsor 判決と Perry 判決以降の婚姻 (シンポジウム 法とセクシュアリティ: 同性婚の次の課題)」『アメリカ法』2015(1), 2015.11, p.28.

(9) 井樋「アメリカの州における同性婚法制定の動向」前掲注(6), pp.11-12.

(10) 「公開講演会「アメリカにおける同性婚の実現・LGBTの人権擁護—2015年 Obergefell v. Hodges 連邦最高裁判決の意義—」(メアリー・ボノート氏 弁護士) が開催されました」2017.8.4. 早稲田大学ウェブサイト <<https://www.waseda.jp/foaw/icl/news/2017/08/04/5945/>>

この後、連邦最高裁による 2013 年の Windsor 判決（後掲 I 章 2 節）を受けて、同性婚を許容する州が増え、同性婚を禁止する規定を廃止した州も含め、36 州で婚姻許可証⁽¹¹⁾が発行されるようになっていた⁽¹²⁾。

2015 年 6 月 26 日、連邦最高裁による Obergefell 判決は、4 つの州の同性婚禁止規定、すなわち、婚姻を希望する同性カップルに対する州による婚姻許可証発行の拒絶と、州外でなされた同性カップルの婚姻に対する承認拒絶を命じる州法の規定が、平等保護とデュー・プロセスに関する合衆国憲法第 14 修正の規定に違反するとした⁽¹³⁾。その結果として、全ての州は同性カップルに婚姻許可証を発行し、州外でなされた同性カップルの婚姻を承認することを義務付けられることとなり、現在まで、同性婚は全土で認められている。

同判決により、同性婚を禁止する全ての州の判決、州の憲法・法律の規定は連邦憲法に違反するとされ、法的強制力がない（unenforceable）。ただし、これらの同性婚を禁止する規定は、州の憲法・法律に置かれたままとまっている場合も多く、現在、憲法若しくは法律のいずれか一方又はこの両方による禁止規定を有する州は 34 州に上る（次頁の表「同性婚に関する各州の憲法・法律の規定」参照）。この場合、仮に連邦最高裁が新しい判決により同判決を覆すことになれば、同性婚を禁止する州の憲法・法律の規定が再び効力を生ずると指摘されていた⁽¹⁴⁾。

2 同性婚と連邦法の状況

上述のように、連邦法は婚姻について限られた範囲において管轄を有する。婚姻に関する連邦法には、クリントン（William J. Clinton）政権下で 1996 年に制定された婚姻防衛法（以下「DOMA」）⁽¹⁵⁾がある。DOMA は全 3 か条から成り、次に記述する第 2 条及び第 3 条の規定の

(11) 婚姻障害事由がなく、挙式を許可する旨の当局が発行する書面。尾島明「英米法研究（第 71 回）同性婚を認めない州法の規定と合衆国憲法—合衆国最高裁 2015 年 6 月 26 日判決—Obergefell v. Hodges, 576 U.S. __, 135S. Ct. 2584 (2015)—」『法律のひろば』69 卷 3 号, 2016.3, p.55. 多くの州で、婚姻成立のためには、①婚姻許可証の申請と取得、②民事挙式（civil ceremony）又は宗教に基づく挙式の実施、③挙式における婚姻許可証への両当事者、挙式主催者等による署名が必要とされている。署名された婚姻許可証は、これを発行した公的機関に再提出され、婚姻が公式に記録される。E.A. Gjelten, “What’s the difference between a marriage license and a marriage certificate?” NOLO website <<https://www.nolo.com/legal-encyclopedia/marriage-requirements-licenses-ceremonies-faq.html>>

(12) 西山隆行「アメリカ合衆国における同性婚をめぐる政治」『Rikkyo American Studies』38 号, 2016.3, p.146.

(13) 同判決は、合衆国憲法により保護されてきた「婚姻の権利」が、個人の自律に関して生来的で、性的指向の別を問わないことから、同性カップルにもこれを認めるとした。このように、同判決は、あくまでも時代とともに移り変わる「婚姻の権利」が、同性カップルにも認められるとするものであり、「同性婚の権利」を認めるものではない。同判決の紹介として、次の文献を参照。紙谷 前掲注 (5), p.235; 前澤貴子「アメリカ連邦最高裁による同性婚容認判決—Obergefell v. Hodges [2015.6.26]—」『論究ジュリスト』15 号, 2015. 秋, pp.230-231; 井樋三枝子「同性婚を認めるアメリカ連邦最高裁判決について [2015.6.26]」『家庭の法と裁判』3 号, 2015.10, pp.161-164; 駒村圭吾「同性婚訴訟と憲法解釈—Obergefell v. Hodges 事件判決をめぐって—」『アメリカ法』2016(2), 2017.6, pp.209-234. 同判決の全訳は、次の文献を参照。「同性婚を憲法上の権利として確立した米国最高裁判決 ケネディ裁判官の法廷意見全文」同性婚人権救済弁護団編『同性婚だれもが自由に結婚する権利』明石書店, 2016, pp.226-251.

(14) ただし、同性婚を許容する憲法・法律の規定を有する州においては、仮に連邦最高裁が新しい判決により Obergefell 判決を覆すことになったとしても、同性婚は合法であり続けると指摘されている。Elaine S. Povich, “Without Obergefell, Most States Would Have Same-Sex Marriage Bans,” *STATELINE*, July 7, 2022. <<https://stateline.org/2022/07/07/without-obergefell-most-states-would-have-same-sex-marriage-bans/>>

(15) Defense of Marriage Act (DOMA), P.L.104-199. 本法の全訳は、次の文献参照。石田若菜「同性婚と異性婚における法的保護の平等—近時の婚姻防衛法（Defense of Marriage Act）違憲判決を素材として—」『比較法雑誌』46(3), 2012, p.316. 本法制定の契機となったのは、1993 年のハワイ州最高裁判決（前掲注 (7)）であり、同性婚を認める州はまだ存在しなかった。

表 同性婚に関する各州の憲法・法律の規定

	同性婚禁止 (憲法)	同性婚禁止 (法律)	同性婚許容 (憲法)	同性婚許容 (法律)	信教の自由 の保護 ^(注3)
アラバマ	○	○			
アラスカ	○	○			
アリゾナ	○	○			
アーカンソー	○	○			
カリフォルニア ^(注1)	○			○	○
コロラド	○	○			
コネティカット				○	○
デラウェア				○	○
フロリダ	○	○			○
ジョージア	○	○			
ハワイ				○	○
アイダホ	○	○			
イリノイ				○	○
インディアナ		○			
アイオワ		○			
カンザス	○	○			
ケンタッキー	○	○			
ルイジアナ	○	○			
メイン				○	○
メリーランド				○	
マサチューセッツ ^(注2)					
ミシガン	○	○			
ミネソタ				○	○
ミシシッピ	○	○			○
ミズーリ	○	○			
モンタナ	○	○			
ネブラスカ	○				
ネヴァダ			○	○	○
ニューハンプシャー				○	○
ニュージャージー				○	
ニューメキシコ ^(注2)					
ニューヨーク				○	○
ノースカロライナ	○	○			○
ノースダコタ	○	○			
オハイオ	○	○			
オクラホマ	○	○			○
オレゴン ^(注1)	○			○	
ペンシルベニア		○			
ロードアイランド				○	○
サウスカロライナ	○	○			
サウスダコタ	○	○			
テネシー	○	○			
テキサス	○	○			○
ユタ	○	○			○
バーモント				○	○
バージニア	○				
ワシントン				○	○
ウェストバージニア		○			
ウィスコンシン	○	○			
ワイオミング		○			

* 規定を有する場合には「○」、規定を有しない場合には「空欄」とした。

* 濃い網掛け内の同性婚を禁止する州の憲法・法律の規定は、Obergefell 判決により違憲とされ、現在法的強制力がない。ただし、仮に連邦最高裁が同判決を覆すことになれば、再び効力を生ずると指摘されていた。

(注1) 同性婚の禁止と許容の両方の規定がある州では、Obergefell 判決前から同性婚が許容されていた。

(注2) 憲法・法律に婚姻を定義していないが、州裁判所の判決により同性婚が許容されていた。

(注3) 宗教的信条に反する挙式の実施、サービスの提供を宗教団体等に義務付けないことを定める規定。

(出典) Alison M. Smith, "Same-Sex Marriages: Legal Issues," *CRS Report for Congress*, RL31994, May 6, 2013, pp.30-32. <<https://sgp.fas.org/crs/misc/RL31994.pdf>>; Laura Deal, "Survey of State Marriage Laws Related to Same-Sex Marriage," *CRS Legal Sidebar*, November 22, 2022. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/LSB/LSB10866>> 等を基に筆者作成。

ほかは、第1条の規定に法律の略称を定めるのみである。

DOMA 第2条（旧合衆国法典第28編第1738C条）の規定は、各州が、他州でなされた婚姻に対する承認を義務付けられないとしていた。この他州でなされた婚姻を承認しないという各州の権利に関する連邦法の規定は、2015年の Obergefell 判決の内容に照らして違憲であると考えられている⁽¹⁶⁾。しかし、連邦議会は同判決を受けた立法措置を講じなかったことから、この規定は同判決後も合衆国法典に置かれたままとなっていた。この場合、仮に連邦最高裁が新しい判決により Obergefell 判決を覆すことになれば、DOMA 第2条の規定が再び効力を生ずると指摘されていた。

また、DOMA 第3条（旧合衆国法典第1編第7条）の規定は、連邦法等の規定の適用上、「婚姻」を、1人の男性と1人の女性との夫及び妻としての法的結合とし、「配偶者」を夫又は妻である者とは異なる性別の者としていた。この規定に基づき、同性カップルには、連邦遺族年金の受給、所得税の確定申告における共同申告等、1,100件を超える連邦の給付や権利が認められない状態であった⁽¹⁷⁾。この規定は、2013年6月26日の United States 対 Windsor 事件に関する連邦最高裁判決（以下「Windsor 判決」）⁽¹⁸⁾により、平等保護原則を保障する合衆国憲法第5修正の規定に違反するとされた⁽¹⁹⁾。しかし、連邦議会は同判決を受けた立法措置を講じず、DOMA 第3条の規定は合衆国法典に置かれたままとなっていた。この場合、仮に連邦最高裁が新しい判決により Windsor 判決を覆すことになれば、DOMA 第3条の規定が再び効力を生ずると指摘されていた。

II 婚姻尊重法の制定経緯と概要

1 婚姻尊重法の制定経緯

以上のように、Obergefell 判決以来、アメリカでは同性婚が全土で認められてきた。2022年6月24日に Dobbs 対 Jackson Women's Health Org. 事件に関する連邦最高裁判決（以下「Dobbs 判決」）⁽²⁰⁾が出された。同判決は、連邦最高裁が1973年以来、合衆国憲法第14修正の規定に

(16) Laycock et al., *op.cit.*(1), p.10. ただし、Obergefell 判決が直接違憲としたのは、州の判決、州の憲法・法律の規定であった。

(17) *Defense of Marriage Act: Update to Prior Report*, GAO-04-353R, January 23, 2004, p.1. <<https://www.gao.gov/assets/gao-04-353r.pdf>>; *United States v. Windsor*, 570 U.S. 744, 746.

(18) *United States v. Windsor*, 570 U.S. 744 (2013). この判決において、DOMA 第3条は、婚姻により与えられる利益と責任を、同性カップルから奪うという不適当な目的を有していること等の理由により、違憲とされた。同判決の紹介として、次の文献を参照。井樋三枝子「【アメリカ】同性婚に関する2つの合衆国最高裁判決 [2013.6.26] 『外国の立法』 No.256-2, 2013.8, pp.4-5. <<https://doi.org/10.11501/8262617>>; 尾島明「英米法研究（第65回）同性婚の相手方を配偶者と認めない連邦法の規定と合衆国憲法—*United States v. Windsor*, 570 U.S. ___, 133 S. Ct. 2675 (2013) 合衆国最高裁 2013年6月26日判決—」『法律のひろば』 67巻2号, 2014.2, p.65; アメリカ最高裁研究会「『婚姻防衛法』違憲判決—州の主権と人権拡張の新展開—*United States v. Windsor*, 133 S. Ct. 2675 (2013) —」『比較法学』 48巻2号, 2014, pp.85-95.

(19) これを受けた連邦の財務省及び内国歳入庁（IRS）は、2013年8月29日に全ての合法的な同性婚が連邦税法上婚姻と認められるとする裁定（IRS Revenue Ruling 2013-17）を下した。この裁定に基づき、合法的な同性婚と認められるカップルは、同性婚を認めている州に居住しているか否かにかかわらず、連邦税法上の利益を得られることになった。もっとも、その後出された2015年の Obergefell 判決が、他州の同性婚を承認する義務を各州に課したことから、この裁定の意義は失われた。Margot L. Crandall-Hollick, "The Federal Tax Treatment of Married Same-Sex Couples," *CRS Report*, R43157 (Version 7), July 30, 2015, p.3. <<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43157/7>>

(20) *Dobbs v. Jackson Women's Health Org.*, 142 S. Ct. 2228. 同判決において、連邦最高裁は、1973年の Roe 対 Wade 判決（410 U.S. 113 (1973)）及び1992年の Planned Parenthood 対 Casey 判決（505 U.S. 833 (1992)）を、合衆国憲法がこれらの権利を保障していないとして覆した。Roe 対 Wade 判決は、妊娠中絶の権利を合衆国憲法上の不文のプライバシーの権利に含まれるものとし、合衆国憲法上の権利である妊娠中絶の権利への州による制約は、同判決に示された枠組みにより行われるとした。Planned Parenthood 対 Casey 判決は、妊娠中絶の権利は合衆国憲法第

定めるデュー・プロセス等に基づき認めてきた中絶の権利を、合衆国憲法が保障していないとして否定したものである。同判決の法廷意見は、この判断が中絶以外の権利に影響を与えるものではないと述べている一方、トーマス（Clarence Thomas）連邦最高裁判事は、その執筆した補足意見において、同裁判所が同じデュー・プロセスに基づき違憲判断を下してきた *Obergefell* 判決を含む先例を再考すべきであると述べた⁽²¹⁾。

同年7月18日、連邦最高裁が新しい判決により *Obergefell* 判決を覆し、同判決により違憲とされた連邦法、州法等の規定が再び効力を生ずることを懸念するとして、ナドラー（Jerrold Nadler）連邦下院議員は、婚姻尊重法案を提出した。この法案は、連邦法により可能な範囲で⁽²²⁾これに対処しようとする内容であり⁽²³⁾、仮に *Obergefell* 判決が覆されることになれば極めて重要（crucial）であるが、覆されなければ不要ではあるものの無害であると説明されている⁽²⁴⁾。この法案に、上院で信教の自由に関する諸規定が追加され、同年12月13日、婚姻尊重法が制定された⁽²⁵⁾。

2 婚姻尊重法の概要

婚姻尊重法は、全8か条から成り、第1条（〔本法の〕略称）、第2条（〔連邦議会の〕見解）、第3条（婚姻防衛法第2条により合衆国法典第28編に加えられた条の規定の廃止）、第4条（婚姻の平等に与えられる十分な信頼と信用）、第5条（婚姻の承認）、第6条（宗教的な自由及び良心に対する影響の否定）、第7条（法律上の禁止）、第8条（可分性）の規定で構成される⁽²⁶⁾。

14 修正のデュー・プロセス条項から導かれるとし、*Roe* 対 *Wade* 判決の枠組みを一部修正した。その結果として、一定の妊娠中絶の権利が、約50年にわたり認められてきた。新谷一朗「アメリカ合衆国連邦最高裁の人工妊娠中絶に関する判決—*Dobbs v. Jackson Women's Health Organization* 142 S. Ct. 2228 (2022)—」『医事法研究』7号、2023.8, pp.37-39.

(21) *Laycock et al., op.cit.*(1), pp.7-8. ただし、法廷意見を執筆したアリート（Samuel A. Alito Jr.）判事は、法廷意見のいかなる部分も、中絶に関係しない判決（*Griswold* 判決（婚姻カップルによる避妊具の使用を禁止する州法に対する違憲判決）、*Lawrence* 判決（ソドミー行為を禁止する州法に対する違憲判決）、*Obergefell* 判決）において連邦最高裁により認められた権利に疑義を呈するように理解されてはならないと明言しており、連邦最高裁がトーマス判事の提案に従う兆候はないとの説明もある。Laura Litvan and Jarrel Dillard, “What the Same-Sex Marriage Bill in Congress Would and Wouldn't Do,” *Washington Post*, December 1, 2022. また、連邦議会でリー（Mike Lee）連邦上院議員は、トーマス判事が *Obergefell* 判決を覆されるべきと示唆したとすることは、「完全な空想（complete fantasy）」であると述べた。168 Cong Rec S6835 (November 29, 2022) (statement of Sen. Lee).

(22) 連邦裁判所は婚姻の内容を定めることができるが（*Obergefell* 判決の結果として、州に同性カップルに対する婚姻許可証の発行が義務付けられた。）、連邦議会はこれを定めることができない。なぜなら、そもそも、婚姻の定義は州議会が管轄することに加え、連邦法が州法に介入する手法（合衆国憲法第1編第8節第3項の州際通商条項、合衆国憲法第1編第8節第1項の支出条項、合衆国憲法第14修正第5節の規定）のいずれも、婚姻の定義の場合には用いることができないためである。Laycock et al., *ibid.*, p.25.

(23) そのほか、DOMA 第3条の規定を違憲とした *Windsor* 判決に対処する内容も含む。後掲II章2節（4）。

(24) 168 Cong Rec H6727 (July 19, 2022) (statement of Rep. Nadler).

(25) 最終的な法案（H.R.8404）について、上院可決時（2022年11月29日）の賛否の内訳は、賛成61名（民主47名、共和12名、独立2名）、反対36名（民主0名、共和36名、独立0名）、無投票3名（民主1名、共和2名、独立0名）、下院可決時（2022年12月8日）の賛否の内訳は、賛成258（民主219名、共和39名、独立0名）、反対169名（民主0名、共和169名、独立0名）、無投票4名（民主0名、共和4名、独立0名）、その他1名となった。

(26) 連邦議会における本法案の審議においては、ダグラス・レイコック（Douglas Laycock）教授（University of Virginia School of Law）、トーマス・C・ベルク（Thomas C. Berg）教授（University of St. Thomas, St. Paul/Minneapolis, MN - School of Law）、カール・H・エスベック（Carl H. Esbeck）教授（University of Missouri School of Law）、ロビン・フレットウェル・ウィルソン（Robin Fretwell Wilson）教授（University of Illinois College of Law）の4名が執筆した本法案の分析が参照された（168 Cong Rec S6840 etc.）。この4名は、いずれも婚姻の平等と信教の自由を専門とする研究者である。II章2節の記述は、この4名が本法制定後の2023年3月20日にSSRNウェブサイト公表した、本法の解説論文のプレプリント（Laycock et al., *op.cit.*(1), pp.1-50.）に依拠した（Virginia Public Law and Legal Theory Research Paper No. 2023-25 等には掲載済み、University of Illinois Law Review 等には今後掲載予定）。

このうち、第3条～第4条の規定は、前述のとおり、仮に連邦最高裁が新しい判決により Obergefell 判決を覆す場合に主として意味を有するものであるのに対し⁽²⁷⁾、第6条～第7条 a 項の規定は、同判決が覆されるか否かにかかわらず、宗教団体等を保護することを目的とするものである⁽²⁸⁾。

(1) 連邦議会の見解（本法第2条）

連邦議会は、3つの見解を示し、その1つにおいて、「多様な信念が、十分に適切な尊重を受けるべき」とする。この規定は、同性婚と異性婚に同等の価値があるという信念も、婚姻は男性1人と女性1人の間のものに限られるとする信念も、等しく尊重されるべきとする指針を示し、これらの信念の間の抵触に取り組む裁判所に向けられたものであると言われる⁽²⁹⁾。

(2) DOMA 第2条（旧合衆国法典第28編第1738C条）の規定の廃止（本法第3条）

DOMA 第2条（旧合衆国法典第28編第1738C条。各州が、他州でなされた婚姻に対する承認を義務付けられないとする。）の規定を廃止する⁽³⁰⁾。この廃止は、連邦判例法の現状を反映するように合衆国法典を整理するものであり、連邦最高裁が新しい判決により Obergefell 判決を覆す場合にも、DOMA 第2条の規定が再び効力を有しないことが保障される。

(3) 同性婚の十分な信頼と信用（本法第4条）

(i) 他州でなされた婚姻に対する承認の各州への義務付け

州法の外観の下に行為⁽³¹⁾する者は、2人の者の間⁽³²⁾の婚姻に関係する他州の法律等に対して、性別等を理由として十分な信頼と信用 [full faith and credit]⁽³³⁾を拒絶してはならない（合衆国法典第28編第1738C条 a 項(1)号）。この規定は、各州の政府機関又は公務員に他州でなされた婚姻に対する承認を義務付ける規定であると言われる⁽³⁴⁾。

州間で婚姻制度が異なることを前提とするこの規定は、連邦最高裁が新たな判決により Obergefell 判決を覆す場合を想定している。この規定により、同性カップルが同性婚を禁止する州に居住していたとしても、同性婚を認める州で婚姻し、自州に戻ってこの婚姻の承認を受けられることになる⁽³⁵⁾。

(ii) 婚姻から生じる権利又は請求権の保護

州法の外観の下に行為する者は、性別等を理由として、自州の法律の規定に従い2人の者の

(27) *ibid.*, p.45.

(28) *ibid.*, p.28.

(29) *ibid.*, p.5.

(30) *ibid.*, p.10.

(31) 「州法の外観の下に行為 (action under color of state law)」は、事実上「州の行為 (state action)」と同義であると言われる。*ibid.*, p.11。「州の行為」とは、州の政府機関若しくは公務員の行為又はそれと同視されるものをいい、後者には、州公務員が法的権限を欠いていたり、それを超えていたりした場合も含まれる。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会、1991, pp.160, 805. そのため、この規定により、私人が他州でなされた婚姻の承認を求められることはないと言われる。*ibid.*, p.10.

(32) 一夫多妻婚等は認められないことを示す。*ibid.*, p.16. 後掲II章2節(6)中、本法第7条b項の規定も参照。

(33) 合衆国憲法第4編第1節第1文「各州は、他州の一般法律、記録及び司法手続に対して、十分な信頼と信用を与えなければならない。」(下線筆者)田中英夫ほか編『Basic 英米法辞典』東京大学出版会、1993, p.227. の規定に含まれる文言と同一である。この合衆国憲法の文言の解釈上、各州が他州の承認を義務付けられる対象は司法判断(判決)であり、法律はこれに含まれないとするのが通説である。そのため、本法において、この解釈に従えば、各州は他州の法律に基づき定められる婚姻を承認しなくてよいことになる。しかし、本法においては、連邦議会はその独自の権限に基づき、合衆国憲法と同一の文言を用いつつもこの解釈には従わず、婚姻に関する他州の法律等を尊重し、承認することを各州に求めていると言われる。*ibid.*, pp.18-19.

(34) *ibid.*, p.11.

(35) *ibid.*, p.10.

間⁽³⁶⁾の婚姻が承認されないことに基づき、この婚姻から生ずる権利又は請求権⁽³⁷⁾を拒絶してはならない（合衆国法典第28編第1738C条a項(2)号）。

州間で婚姻制度が異なることを前提とするこの規定は、連邦最高裁が新たな判決により Obergefell 判決を覆す場合を想定している。この規定により、同性カップルが同性婚を禁止する州に居住している場合には、他州でなされた婚姻が自州において承認されるか否かにかかわらず、自州においてこの婚姻から生ずる権利又は請求権を認められることになると言われる⁽³⁸⁾。

(iii) 連邦司法長官の執行及び私人の訴訟提起権

連邦司法長官は、宣言的救済⁽³⁹⁾及び差止命令による救済⁽⁴⁰⁾を求め、(i)又は(ii)の規定に違反する者に対して、連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる（合衆国法典第28編第1738C条b項⁽⁴¹⁾）。

また、(i)又は(ii)の規定の違反により「権利を侵」害される者は、宣言的救済及び差止命令による救済を求め、この規定に違反する者に対して、連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる（同条c項⁽⁴²⁾）。

(4) 連邦法等の規定の適用上の婚姻（本法第5条）

(i) 定義

Windsor 判決により違憲とされた DOMA 第3条（旧合衆国法典第1編第7条。連邦法等の規定の適用上、「婚姻」を「1人の男性と1人の女性の間の夫及び妻としての法的結合」とし、「配偶者」を「夫又は妻である者とは異なる性別の者」として定義する。）の規定を改正し、次のように定める⁽⁴³⁾。

連邦法等の規定の適用上、次の場合に、同性カップルを含む2人の者は婚姻していると認められる。国内で婚姻した場合には、①この婚姻が2人の者の間⁽⁴⁴⁾のものであって、②婚姻がなされた州において有効であるとき。国外で婚姻した場合には、①この婚姻が2人の者の間⁽⁴⁵⁾のものであって、②婚姻がなされた場所において有効であり、かつ③アメリカの少なくとも1つの州でこの婚姻がなされ得るであろうとき⁽⁴⁶⁾（合衆国法典第1編第7条a項）。

(36) 前掲注(32)

(37) この権利又は請求権には、相続権、離婚における権利、夫婦共有財産権等が含まれる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.20. 本法は、婚姻の有効性を、婚姻がなされた時点で適用可能な法域の州法により判断されるとするが（後掲II章2節(4)(ii)）、その後の婚姻期間に生ずる権利又は請求権については、婚姻の中心たる、通常はカップルが共に居住している州の法律が適用されるように解釈すべきという指摘がある。ibid., p.21.

(38) *ibid.*, p.20.

(39) 原告がその権利について不安・懸念を持つときに、権利関係、法的地位を宣言することにより紛争の終結を目指してなされる制定法上の救済。田中ほか編 前掲注(31), p.233.

(40) この訴訟による、損害賠償や弁護士費用の支払は認められていない。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.22.

(41) このような執行権は、連邦の市民的権利に関する法律（civil rights law）において広く認められている。ibid. 市民的権利には、理由なき差別を受けることがないという権利一般に加え、雇用、教育等における平等取扱いを受ける権利も含まれている。田中ほか編 前掲注(31), p.148.

(42) なお、①前掲II章2節(3)の(i)又は(ii)の規定の義務付けの対象が、州の政府機関又は公務員とされること、②後掲II章2節(5)の規定が明確に信教の自由の保護を定めていること等から、私人、宗教団体等が民事訴訟を提起されることはないとされる。Laycock et al., *op.cit.*(1), pp.22-23.

(43) この改正は、連邦判例法の現状を反映するように合衆国法典を整理するものである。

(44) 前掲注(32)

(45) 同上

(46) 国外の婚姻の場合の③の規定の目的は、アメリカ的価値観からかい離した、国外でなされた婚姻から国内の婚姻を保護することにあると言われる。例えば、児童婚を合法とする州は存在しないことから、この規定により、児童婚は国内では婚姻とは認められないことになる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.24.

(ii) 有効性の判断根拠

(i) の規定の適用上⁽⁴⁷⁾、国内又は国外の婚姻の有効性を判断するに当たり、婚姻がなされた時点で適用可能な法域の法律の規定のみが考慮されることができる（合衆国法典第1編第7条c項⁽⁴⁸⁾）。

(5) 宗教的な自由及び良心の保護（本法第6条及び第7条a項）

アメリカでは、キリスト教を始めとして信仰を持つ者が多く⁽⁴⁹⁾、婚姻は政府の制度であるだけでなく、宗教上の制度でもある。宗教上の教義を信奉する者が、州等により同性婚が許容される場合にも、教義上同性婚は容認されないという信念を持ち続けることは、合衆国憲法第1修正の規定に基づき保護されている⁽⁵⁰⁾。これを背景に、多くの州法が、同性婚の許容と同時に信教の自由に対する保護を定めてきた（前掲表参照）⁽⁵¹⁾。本法も、上院による規定の追加により、これらの州法と同様に、同性婚の許容と信教の自由に対する保護の両方を内容としている。

(i) 宗教的な自由及び良心に対する影響の否定

本法は、信教の自由に対する従来の合衆国憲法又は連邦法上の保護⁽⁵²⁾を減ずるように解釈されてはならない（本法第6条a項⁽⁵³⁾）。

宗教団体及びその被用者は、挙式を含む婚姻関連サービス、商品等の提供を義務付けられてはならず、また、この提供の拒絶により、訴訟を提起されることはない（本法第6条b項⁽⁵⁴⁾）。

(47) この判断時期が、「連邦法等の規定の適用上」の場合に限って設けられ、①前掲Ⅱ章2節(3)の(i)又は(ii)の規定に適用されるように定められなかったこと、②各州が州内の婚姻を承認する場合に適用されるように定められなかったことには批判がある。なぜなら、①②の場合においても、婚姻時に合法であった婚姻が週及的に無効とされた場合には、財産権、扶養等の多くの問題が生ずるためである。 *ibid.*, p.27.

(48) Obergefell 判決後に、各州でいかなる内容の憲法・法律の規定の改正が行われるとしても、連邦法等の規定の適用上の婚姻の有効性の判断に影響を与えることはないと言われる。 *ibid.*, p.26.

(49) 一例として、公共宗教研究所（Public Religion Research Institute: PRRI）の「アメリカ人の宗教に関する2020年の現況（The American Religious Landscape in 2020）」によれば、キリスト教諸宗派が65.5%、ユダヤ教が1%、イスラム教1%、仏教1%、ヒンズー教0.5%等とされている。“The 2020 PRRI Census of American Religion,” 07.08.2021. PRRI website <<https://www.prri.org/research/2020-census-of-american-religion/>>

(50) Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644, 679 (2015).

(51) 同性婚を許容するに当たり、婚姻、家族、性自認等について宗教的、保守的な理解を有する者を否定する必要はないとするのが、アメリカの価値観であると言われる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.42.

(52) ①個人の信仰の實踐に相当程度の負担を及ぼすことに、厳格審査基準（後掲）の適用を義務付ける宗教的自由回復法（Religious Freedom Restoration Act of 1993 (RFRA), P.L.103-141.）、②宗教による土地利用と一定の施設内収容者の宗教行為への制約に、厳格審査基準の適用を義務付ける宗教的土地利用・施設収容者法（Religious Land Use and Institutionalized Persons Act of 2000, P.L.106-274.）、③連邦が支援する教育機関における性差別の禁止に関する1972年学校教育改正法第9編（Education Amendments of 1972, P.L.92-318.）の規定における宗教団体等への適用除外等が該当する。Laycock et al., *ibid.*, p.28; 宮原均「信教の自由の範囲に関する判例法理と議会法律の対立—バーニイ事件における合衆国最高裁判決（1997年）を中心に—」『憲法研究』54号, 2022, pp.78, 83. 「厳格審査基準」とは、立法の合憲性を判断する基準の1つで、立法が、人種等の違憲の疑いの強い分類を基準とするとき、その合憲性推定は覆され、政府に合憲性を立証する責任が転嫁されるとするもの。田中ほか編 前掲注(31), p.816.

(53) この規定に基づき、連邦政府機関や連邦裁判所は、本法の範囲、適用、影響等を判断する一方、私人は、従来の判決による連邦法上の信教の自由の保護を狭めるような、本法の援用に対抗することになると言われる。 *ibid.*, p.29.

(54) この規定は、信教の自由について、従来の連邦法以上に明確な保護を定めていると評価されている。 *ibid.* この規定に従い、各州の公共施設法（public accommodations law. 企業等が一般公衆に商品、サービス等を提供する際に、人種、信条、障害、性的指向等を理由とする差別を禁止する法律をいい、各州に存在する。）は、宗教団体等に対して信教の自由に対して挙式を含む婚姻関連サービス等の提供を強制してはならないと言われる。 *ibid.*, p.31. 婚姻関連サービスを提供する企業に対する州公共施設法の適用を違憲とした判決につき、次の文献参照。中川かおり「同性カップルへのウェブサービス拒否と言論の自由に関する連邦最高裁判決」『外国の立法』No.297-2, 2023.11, p.29. <<https://doi.org/10.11501/13075742>>

(ii) 法律上の禁止

本法は、税控除資格、教育資金等の婚姻から生じるのではない資格、給付等⁽⁵⁵⁾を、これらに従来から適格である者に拒絶し、又は変更するように解釈されてはならない(本法第7条a項)⁽⁵⁶⁾。

(6) 複婚及び可分性の法理(本法第7条b項及び第8条)

本法は3人以上の者の間の婚姻に対する連邦の承認を義務付けると解釈されてはならない(本法第7条b項)⁽⁵⁷⁾。本法の規定の一部又はこの規定のいかなる者等への適用が違憲と判断された場合においても、本法の残りの規定又はこの規定の他の全ての者等への適用は影響を受けてはならない(本法第8条)。

おわりに

Obergefell 判決により全土で同性婚が認められて7年が経過しようとする中、アメリカでは、連邦最高裁と連邦議会との間のせめぎ合いを経て、婚姻尊重法が制定されるに至った。

翻ってアメリカの同性婚の現状を見ると、2021年に婚姻関係にある同性カップルは約71万組に上ると推定されていた⁽⁵⁸⁾。また、同性婚に対するギャラップ社の世論調査によれば、DOMAが制定された1996年には同性婚の支持率は27%であったが、Obergefell判決の出された2015年には60%、婚姻尊重法が制定された2022年には71%にまで上昇した⁽⁵⁹⁾。30年余りのうちに、世論における同性婚の支持と不支持の比率は逆転したといえる。

こうした世論の支持も背景として制定された婚姻尊重法は、婚姻の平等(marriage equality)と信教の自由との間の対立を和らげ、実現可能な和解の道を開くものであると評価されている⁽⁶⁰⁾。ただし、本法の内容に対しては、LGBTQの権利擁護派と伝統的な婚姻支持派(保守派)の双方に不満も残されている。連邦・州の司法府・立法府の動きも含め、今後の動向が注目される。

(なかがわ かおり)

(55) この資格、給付等には、宗教団体への寄付のために内国歳入法第501条c項(3)号の規定に基づき税控除を受ける資格、宗教団体への政府補助金の給付等が含まれる。同法第501条c項(3)号の規定は、税法上の免除措置の対象となる団体を定め、内国歳入庁への登録義務の有無は、この団体の年間収入に応じて決まる。ほとんど全ての教会は、登録義務のない団体とされている。「第6章 非営利団体におけるガバナンス強化の仕組み 2. 米国の非営利団体におけるガバナンス強化」『スポーツ政策調査研究(ガバナンスに関する調査研究)』(文部科学省委託調査)WIP ジャパン, 2012.3, pp.173-174. <https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/chousa/detail/1319873.htm>

(56) この規定は、宗教団体だけでなく、婚姻関連サービス業者に対しても保障されると言われる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.36. また、この規定により、連邦、州等の政府職員は、政府の付与する資格、給付等を拒絶したり、取り消したりする根拠として本法を用いてはならないと言われる。*ibid.*, p.35.

(57) 前掲のII章2節(3)の(i)と(ii)及び同節(4)(i)の規定が、いずれも婚姻を「2人の者の間」のものとしていることから、複婚は幾重にも制限されていると言われる。*ibid.*, p.16.

(58) 婚姻していない同性カップルは約50万組に上る。Zachary Scherer, "Number of Same-Sex Couple Households Exceeded 1 Million in 2021: Key Demographic and Economic Characteristics of Same-Sex and Opposite-Sex Couples Differed," November 22, 2022. United States Census Bureau website <<https://www.census.gov/library/stories/2022/11/same-sex-couple-households-exceeded-one-million.html>>

(59) Justin McCarthy, "U.S. Same-Sex Marriage Support Holds at 71% High," June 5, 2023. GALLUP website <<https://news.gallup.com/poll/506636/sex-marriage-support-holds-high.aspx>>

(60) Laycock et al., *op.cit.*(1), p.37.

婚姻尊重法（公法律第 117-228 号）

Respect for Marriage Act, P.L.117-228.

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 中川 かおり訳

【目次】

- 第 1 条 略称
- 第 2 条 見解
- 第 3 条 婚姻防衛法第 2 条の規定により合衆国法典第 28 編に加えられた条の規定の廃止
- 第 4 条 婚姻の平等に与えられる十分な信頼と信用
- 第 5 条 婚姻の承認
- 第 6 条 宗教的な自由及び良心に対する影響の否定
- 第 7 条 法律上の禁止
- 第 8 条 可分性

第 1 条 略称

この法律⁽¹⁾は「婚姻尊重法」と引用される。

第 2 条 見解

連邦議会は、次の見解を示す。

- (1) 婚姻よりも深い結合 [union] はない。なぜなら、それは愛、忠実、献身、犠牲及び家族の最高の理想を具体化するからである。
- (2) 婚姻におけるジェンダーの役割に関する多様な信念は、適切で、尊敬に値する宗教的又は理性的な前提に基づいて、道理をわきまえ、かつ誠実な者により保持される。そのため、連邦議会は、この者及びその多様な信念が、十分に適切な尊重を受けるべきであることを確認する。
- (3) 人種間及び同性間のカップルを含む多数の者が、婚姻をし、及び婚姻に関連する権利及び特権を享受してきた。婚姻関係にあるカップルは、婚姻が家族及び子にもたらす品格、安定性及び現在認められている保護を享受するに値する。

第 3 条 婚姻防衛法第 2 条の規定により合衆国法典第 28 編に加えられた条の規定の廃止

合衆国法典第 28 編第 1738C 条⁽²⁾の規定は廃止される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023 年 12 月 21 日である。

- (1) Respect for Marriage Act, P.L.117-228. <<https://www.congress.gov/117/plaws/publ228/PLAW-117publ228.pdf>> 原文は、政府出版局作成の法律ごとの小冊子 (slip law) を用い、有料データベースのレクシス・アドバンスを適宜参照した。また、次の文献を参照した。Douglas Laycock et al., “The Respect for Marriage Act: Living Together Despite Our Deepest Differences: University of Illinois Law Review, Forthcoming, Virginia Public Law and Legal Theory Research Paper No. 2023-25, U of St. Thomas (Minnesota) Legal Studies Research Paper, Forthcoming, University of Missouri School of Law Legal Studies Research Paper No. 2023-08, University of Illinois College of Law Legal Studies Research Paper No. 23-07,” March 20, 2023, pp.1-50. SSRN website <<https://ssrn.com/abstract=4394618>> 訳文中の [] 内の語句は、訳者による補記である。
- (2) 各州が、他州の婚姻に対する承認を義務付けられないとする婚姻防衛法 (Defense of Marriage Act (DOMA), P.L.104-199.) 第 2 条の規定。連邦最高裁の Obergefell 判決 (Obergefell v. Hodges, 576 U.S. 644 (2015)) の内容に照らして違憲と考えられていた。Laycock et al., *op. cit.*(1), p.10.

第4条 婚姻の平等に与えられる十分な信頼と信用

この法律により改正される合衆国法典第28編第115章〔文書による証拠〕の規定は、第1738B条の規定の後に次の条の規定を加える更なる改正を行う。

〔第1738C条 一定の法律、記録及び手続並びにこれらの効果

〔a) 一般規定 州法の外観の下に行為⁽³⁾する者は、次のいずれも拒絶してはならない⁽⁴⁾。

〔(1) 2人の者の間⁽⁵⁾の婚姻に関係する他州の一般的な法律、記録又は司法手続に対し、これらの者の性別、人種、民族又は出身国⁽⁶⁾を理由として⁽⁷⁾、十分な信頼と信用⁽⁸⁾

〔(2) 2人の者の性別、人種、民族又は出身国を理由として、自州の法律の規定に従いそのような〔such〕⁽⁹⁾婚姻が承認されないことに基づき、この婚姻から生ずる権利又は請求権⁽¹⁰⁾

〔b) 〔連邦〕司法長官による執行 〔連邦〕司法長官は、宣言的救済⁽¹¹⁾及び差止命令による救済を求め、a項の規定に違反する者に対して、適切な連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

〔c) 私人の法的権利⁽¹²⁾ a項の規定の違反により〔権利を侵〕害される者は、宣言的救済及び差止命令による救済を求め⁽¹³⁾、同項の規定に違反する者に対して、適切な連邦地方裁判所に民事訴訟を提起することができる。

〔d) 州の定義 この条の規定において、「州」とは、〔合衆国法典〕第1編第7条⁽¹⁴⁾の規定

(3) 「州法の外観の下の行為 (action under color of state law)」は、事実上「州の行為 (state action)」と同義であると言われる。 *ibid.*, p.11. 「州の行為」とは、州の政府機関若しくは公務員の行為又はそれと同視されるものをいい、後者には、州公務員が法的権限を欠いていたり、それを超えていたりした場合も含まれる。田中英夫ほか編『英米法辞典』東京大学出版会, 1991, pp.160, 805. そのため、この規定により、私人が他州の婚姻の承認を求められることはないと言われる。 *ibid.*, p.10.

(4) 本条の規定は、州間で婚姻制度が異なることを前提とする規定であり、連邦最高裁が新たな判決により *Obergefell* 判決を覆す場合を想定して設けられた。

(5) 一夫多妻婚等は認められないことを示す。 *Laycock et al., op.cit.*(1), p.16. 本法第7条b項の規定も参照。

(6) この条にいう「性別」以外の「人種」、「民族」又は「出身国」に関係する他州の婚姻は、通例、各州の自然法等に違反しない限り、たとえ当該州で認められていなくとも承認されてきており、この条のような定めによる保護を必要としていない。 *Joanna L. Grossman, "Interstate Marriage Recognition: When History Meets the Supreme Court," VERDICT, 28 Apr. 2015. JUSTIA's VERDICT website <https://verdict.justia.com/2015/04/28/interstate-marriage-recognition-when-history-meets-the-supreme-court>*

(7) 他州の婚姻に対する全ての不承認ではなく、両当事者の「性別、人種、民族又は出身国を理由とする」不承認のみを規制している。そのため、例えば、他州が一夫多妻婚、近親婚、児童婚等を認める場合には、いずれの理由にもかかわらないため、各州はこれらの婚姻の承認を義務付けられないと言われる。 *Laycock et al., op.cit.*(1), p.16.

(8) *full faith and credit*. 合衆国憲法第4編第1節第1文〔「各州は、他州の一般法律、記録及び司法手続に対して、十分な信頼と信用を与えなければならない。」(下線筆者) 田中英夫ほか編『Basic 英米法辞典』東京大学出版会, 1993, p.227.〕の規定に含まれる文言と同一である。この合衆国憲法の文言の解釈上、各州が他州の承認を義務付けられる対象は司法判断(判決)であり、法律はこれに含まれないとするのが通説である。そのため、本法において、この解釈に従えば、各州は他州の法律に基づき定められる婚姻を承認しなくてよいことになる。しかし、本法においては、連邦議会はその独自の権限に基づき、合衆国憲法と同一の文言を用いつつもこの解釈には従わず、婚姻に関係する他州の法律等を尊重し、承認することを各州に求めていると言われる。 *ibid.*, pp.18-19.

(9) 本条a項(1)号に規定する「2人の者の間の」を受けると考えられる。前掲注(5)

(10) 婚姻関係から生ずる相続権、離婚における権利、夫婦共有財産等が含まれる。 *Laycock et al., op.cit.*(1), p.20.

(11) *declaratory relief*. 原告がその権利について不安・懸念を持つときに、権利関係、法的地位を宣言することにより紛争の終結を目指してなされる制定法上の救済。田中ほか編 前掲注(3), p.233.

(12) *right of action*. 裁判所に訴訟を提起する権利をいい、具体的な状況の下で裁判所に救済を求め得るか否かが問題となる場合に用いられる。同上, p.736.

(13) この訴訟による、損害賠償や弁護士費用の支払は認められていない。 *Laycock et al., op.cit.*(1), p.22.

(14) 本法第5条の規定による改正後の合衆国法典第1編第7条〔b項〕の規定を指す。

に基づき定義される意味を有する⁽¹⁵⁾。」

第 5 条 婚姻の承認

合衆国法典第 1 編第 7 条⁽¹⁶⁾の規定は、次のように改正される。

「第 7 条 婚姻

〔(a) 婚姻状況 [marital status]⁽¹⁷⁾ が要素となる連邦の法律、規則又は規制の規定の適用上、ある者の婚姻⁽¹⁸⁾ が 2 人の者の間⁽¹⁹⁾ のものであり、かつ婚姻がなされた州において有効である場合⁽²⁰⁾ 又は国外でなされた婚姻である場合において、婚姻が 2 人の者の間⁽²¹⁾ のものであり、〔婚姻が〕なされた場所において有効であり、かつ〔合衆国の〕ある 1 つの州でもなされ得るであろうときに⁽²²⁾、ある者は婚姻していると認められる。

〔(b) この条の規定において、「州」とは、州、コロンビア特別区、プエルトリコ準州又は他の合衆国の領域若しくは領地をいう⁽²³⁾。

〔(c) a 項の規定の適用上、ある州において、又は国外の場合にはなされた場所において婚姻が有効とされるか否かを判断するに当たり、婚姻がなされた時点で適用可能な法域の法律の規定のみが考慮されることができる。〕

第 6 条 宗教的な自由及び良心に対する影響の否定

(a) 一般規定 この法律又はこの法律による改正の規定は、合衆国憲法又は連邦法の規定に基づきある者又は組織に別に〔(の) 規定に基づき〕認められる宗教的な自由又は良心の保護を減じ、又は廃止するように解釈されてはならない。

(b) 製品又はサービス 合衆国憲法第 1 修正⁽²⁴⁾の規定と合致して、教会、モスク、シナゴグ、寺院、単立宗教団体⁽²⁵⁾、宗派をまたぐ〔組織〕及び世界教会⁽²⁶⁾的な組織、布教組織、信教に基礎を置く社会奉仕団体⁽²⁷⁾、宗教教育機関並びに非営利団体を含む、主たる目的が宗教

(15) 本条の規定が適用される地理的範囲を広げるための規定と言われる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.26. この規定により、例えば、50 州のいずれかの州において有効な婚姻が、どの州にも属さないコロンビア特別区（連邦直轄地）、プエルトリコ準州（自治領）等においても承認を義務付けられることになる。

(16) 連邦法等の規定の適用上、「婚姻」を、1 人の男性と 1 人の女性との夫及び妻としての法的結合とし、「配偶者」を夫又は妻である者とは異なる性別の者とする旧婚姻防衛法第 3 条の規定。連邦最高裁の Windsor 判決（United States v. Windsor, 570 U.S. 744 (2013)）により違憲とされていた。

(17) 婚姻している、独身である、離婚した等の状況をいう。

(18) この婚姻の新しい定義には、同性カップルの間のものが含まれる。

(19) 前掲注 (5)

(20) これは、国内でなされた婚姻の場合である。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.24.

(21) 前掲注 (5)

(22) 少なくとも 1 つの州はこの婚姻を許容することを要件とするもので、アメリカ的価値観からかい離れた、国外でなされた婚姻（例：児童婚）から国内の婚姻を保護するための規定であると言われる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.24.

(23) 本法の規定が適用される地理的範囲を広げるための規定と言われる。*ibid.*, p.26. この規定により、例えば、50 州のいずれの州にも属さないコロンビア特別区（連邦直轄地）、プエルトリコ準州（自治領）等において有効な婚姻が、連邦法等の規定の適用上婚姻として扱われることになる。

(24) 信教、言論、出版及び集会の自由を定める規定である。

(25) nondenominational ministries. バプティスト派、カトリック、長老派、ルーテル派、メソジスト派といった特定の宗旨・宗派のグループに所属していない宗教団体をいう。“Non-denominational Churches Explained.” Grace Church website <<https://graceplano.church/about/non-denominational-churches-explained/>>

(26) ecumenical. 分裂しているキリスト教諸宗派を統一しようとする思想、運動等をいう。“The Ecumenical Movement.” The Pluralism Project (Harvard University) website <https://pluralism.org/files/pluralism/files/the_ecumenical_movement_0.pdf?m=1648223655>

(27) 宗教や宗教的信念に基盤を置く団体で、しばしば、連邦・州政府から補助金を受給して、地域に密着して食料や衣類の配布、雇用支援、住宅供給等の活動を行う。信仰を持つ者が多い国であることを反映し、全国規模の団体から特定地域のみを対象とする団体まで、多様な団体が存在している。具体的には、Catholic Charities USA、

を研究し、実践し、又は促進することである非営利宗教組織及びこの組織の被用者は、婚姻の挙式又は祝福⁽²⁸⁾のためにサービス、商品、利益、施設、製品又は特典を提供するよう義務付けられてはならない。この [b] 項の規定に基づくこれらのサービス、商品、利益、施設、製品又は特典の提供に対する拒絶は、民事訴訟請求権又は訴訟原因⁽²⁹⁾を創出するものではない。

第7条 法律上の禁止

- (a) 婚姻から生じるのではない資格及び給付に対する影響の否定 この法律又はこの法律による改正の規定は、税控除資格⁽³⁰⁾、税務上の取扱い若しくは教育資金又は補助金、契約⁽³¹⁾、協定、保証、貸付、奨学金、免許、証明、認定⁽³²⁾、請求権若しくは防御権⁽³³⁾を含む、婚姻から生じるのではない給付、資格又は権利を、別に [(の) 規定に基づきこれらの給付等に] 適格な団体又は者に拒絶し、又は変更するように解釈されてはならない。
- (b) 連邦による複婚⁽³⁴⁾の不承認 この法律又はこの法律による改正の規定は、3人以上の者の間の婚姻に対する連邦の承認を義務付け、又は権限を付与するように解釈されてはならない⁽³⁵⁾。

第8条 可分性

この法律若しくはこの法律による改正の規定又はこれらの規定のいかなる者 [person]、団体、政府若しくは状況に対する適用が違憲であると判断された場合においても、この法律若しくはこの法律による改正の規定の残余又はこれらの [such]⁽³⁶⁾ 規定の [違憲と判断された者等とは] 別の全ての者、団体、政府又は状況に対する適用は、影響を受けてはならない。

(なかがわ かおり)

Jewish Funders Network、YMCA 等がこれに該当する。“Faith-Based Organizations, or FBOs.” Cerebral Palsy Org. website <<https://www.cerebralpalsy.org/resources/community-support/faith-based-organizations>>

(28) 「祝福 (celebration)」には、挙式 (solemnization) に加え、挙式に関連する祝典が含まれる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.30.

(29) cause of action. 請求を実体的に基礎付けるために必要な事実。単なる生の事実ではなく、権利義務を発生させるために必要な範囲の事実である。田中ほか編 前掲注 (3), p.129.

(30) 例として、「宗教非営利団体の税務資格 (tax status of religious nonprofits)」が挙げられている。168 Cong Rec S6840 (November 29, 2022) (statement of Sen. Portman).

(31) 例として、「信教に基礎を置く養子縁組業者と政府との間の契約 (contracts between faith-based adoption providers and governments)」が挙げられている。 *ibid.*

(32) 例として、「宗教学校による単位の認定 (accreditation of religious schools)」が挙げられている。 *ibid.*

(33) 民事訴訟、行政訴訟等において、被告の側が自らの立場を十分に守る権利をいう。

(34) 複数の配偶者を同時に持つことが認められている婚姻形態。一夫多妻婚、一妻多夫婚等がある。

(35) 本法第4条a項及び本法第5条a項の規定が、婚姻を「2人の者の間」のものとしていることから、複婚は幾重にも制限されていると言われる。Laycock et al., *op.cit.*(1), p.16.

(36) 本条の冒頭に規定する「この法律若しくはこの法律による改正の」を指すと考えられる。